

広島県告示第三百八十七号

平成十八年広島県告示第四百十二号（港湾施設及びマリーナ施設の使用料及び入港料の徴収事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 1（福山港）の表中「二〇八番二地先」を「二〇八番六」に改める。
- 一 2 中「徴収業務」を「徴収事務」に改める。
- 一 2（広島港）の表中

昭北新開一七号護岸	廿日市市木材港北一〇八一番九、一〇八四番二外
-----------	------------------------

を

昭北新開一七号護岸	廿日市市木材港北一〇八一番九、一〇八四番二外
昭北新開一八号護岸	廿日市市木材港北一五番地先、一六番地先

に改

める。